九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近世における「納物」の一考察 : 福岡藩を中心として

秀村, 選三

https://doi.org/10.15017/4403510

出版情報：經濟學研究. 39, pp.55-70, 1974-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

近世における「納物」の一考察

——福岡藩を中心として——

秀　村　選　三

1. はじめに

近世（江戸時代）における封建領主—農民間の収取関係として貢租（物成・小物成）と夫役が基本的であり，これらについては或程度研究も進められてきた．しかし，このほかに「納物」と称せられたものがあって，歳末（年始用として）および諸節句に領主の家の行事のために，種々季節の品々が納められている．貢租・夫役がきわめて制度化され，その賦課の軽重はあれ「数の支配」の性格を濃厚にしてきていたのに対比すると，納物は年中行事に深いかかわりをもち，領主の家生活に直接そのままに用いられるものであるだけに，かかる納物の収取が存続したことは，量的には軽微なものにせよ，近世封建領主制の隠された一面を考察するために，きわめて良い課題となるかと思われる．

小稿では納物について，主として筑前福岡藩の史料を中心として考察してみたい．もっとも福岡藩において，その史料は地方知行の給人（福岡藩では地頭・知方といわれた．以下地頭をもつて代表させる）がその給知の村方より収取したものに限られ，藩主がその蔵入地より納物を得たか否かについては，ほとんどその史料を得ることが出来ないでいる．一般的に納物に関する史料はきわめて乏しいが，最近地頭—給知（村）関係における納物について若干の史料を得たので，後日の研究のため覚書程度に一応まとめておくことにしたい．

2. 古老の記憶と納物の規定

福岡藩においては，幕末まで地方知行が存続したが，給知の村からは地頭に対し年貢（所務）が納められたほかに，納物が納められた．幕末期に庄屋を勤めた粕屋郡篠栗村の藤金作翁（県会議員，代議士．昭和7年3月歿，89才）の「談話筆記」によれば

「村ニ知行所ヲ有スル士ヲ地頭ト称ス．一村ノ内ニ地頭ハ五人モ十人モアリ．……
地頭ニハ知行所ノ百姓ヨク（リカ）年末，五節句ニ物品ヲ提供セザルベカラズ．年末ニハ門松，栗ハイ箸，餅搗棒，席ナドヲ持参シ年男トシテ掃除ナドニモ行ク．三月ニハヨモギ，田螺ナド持参ス．留守居が門松ナドニ苦情ヲ言フコトアリ．……」[1)]

とあり，宗像郡神興村の倉田津九郎翁（昭和初年に94才にて歿）の「福岡藩封建制度略記抜」には

「黒田家諸士馬廻リ以上ヲ知方ト称ス．其知行米ハ郡村土地ヲモテ宛行ハレタレバ，其田畑ヲ持抱ヘタルモノヲ軒付百姓トイフ．古ニ遡リテ考フレバ地頭トテ地ノ頭分，則，地主ノ姿ナリ．地ヲ作ル百姓ハ家来同様ノ者ニテ地頭ヲサシテ旦那様ト称ス．ヨリテ年中色々ノ納モノヲ奉リタル事ヲ習慣トシ数十年継続シテ納方ヲ致スナリ．正月ニハ年始納トシテ庄屋出頭ノ年玉ハ小豆一升宛ノ紙ノ袋ニ入コレヲ献ス．大身ノ家数ハ御家及ビ長屋，留守

居，取次人ニ至ルマデ五合宛サシ遣ス．三月上巳節句前ニ，蓬ギ，田螺ヲ納ム．五月端午節句前ニハ粽笹，真菰，枇把，蓬芽等ヲ納ム．七月盆前ニハ生霊菰，麻，(ママ)売メンドウ，ソウハギ，蓮ノ葉，同ジク実ヲ納ム．九月九日前ニハ笹栗ヲ納ム．節季ハ殊更各種ニテ門松一向ヒ，飾リ竹，幸ヒ木，注連飾リ用勝リ藁，ユズリ葉，モロムキ，橙，栗箸，莚，叺，根松，立花，餅搗棒，モチツキ夫，掃除夫一ト屋敷ニ一人二人宛リ相勤ム．屋敷ニヨリテハ納モノ代金上納スベキ旨，村方ニ請求スルアリ．又品物ニ苦情ヲ鳴ス人アリ．又役人払切リ費用済ハ土産トシテ鶏一羽アタリ進上ス．……」[2]

と記している．また糸島郡怡土村の笠鍬翁80才の時の著「高祖風土記」にも「五節句ノ納メ物等頗ル手数ヲ要セリ」[3] とあり，昭和初年まで納物に関する古老の記憶は確実にあったわけである．

ところで福岡藩の規定ではいかになっていたであろうか．『藩政一般作法』[4] には次の如く定められている．

「　　百石ニ付納物

一，菰拾枚内壱枚ハかます

一，幸木壱把

一，橙十ヲ

一，栗笹壱把

一，勝リ藁壱把但五巴からけ

一，半縄一方但三十尋

一，譲リ葉壱把

一，もろむき壱把

一，根まつ十本

一，立花十本

一，餅突棒十本

一，詰夫弐人

右年始入用

一，田螺子三合

一，よもき五升

右三月入用

一，粽かや壱把但二尺〆

一，根よもき(ママ)家莚

右五月入用

一，生霊(ママ)蒔壱枚

一，麻から壱把

一，めんとう萩壱巴

右盆入用

已上　」

また「集書」[5] には

「　　知行百石ニ付納物

一，莚拾枚内壱枚かます

一，栗箸壱把

一，幸木壱把

一，すくり藁壱把

一，橙拾ヲ

一，半縄壱方但三十尋

一，ゆすり葉壱把

一，もろむき壱把

一，箒木弐本

一，根松拾本

一，橘拾本

一，餅搗木拾本

一，詰夫弐人

右ハ年始入用納

一，田辛螺三合

一，よもき五升

右ハ三月入用

一，粽かや弐尺〆

一，根よもき少し

一，家上蒔かや少し

右ハ五月五日入用

一，生霊菰弐枚
一，浅から壱わ
一，めんとう壱わ
一，そふ萩壱わ
右七月十五日入用　」

とあり，文字の異同はあっても内容は全く同じである．このほか『郡方御作法留書』[6]や『香月村地頭方知行員数高并納物代』[7]にも記載があり，これらを対校すると意味不明の文言も明らかになってくる．『藩政一般作法』中の年始入用の「栗笹」は『集書』に「栗箸」と書かれており，福岡地方で栗ハイ箸と言われる正月用の箸であることが分る．同じく『作法』の五月の「根よもき家莚」は『集書』および『香月村地頭方知行員数并納物代』には「一，根よもき　少し　一，家上(やねふき)薈かや少し」と見え，盆の「生霊蒔」は『集書』に「生霊菰」と見えていて，その意味が明らかになる．このほか正月の「根まつ」は香月村の分には「根引松」と見えている．なお「餅突棒」は福岡地方の民話にも「もちつき棒は切ったれど，年ゃなんでとうろうかい」とある餅つき用の杵のこと[8]で，これらの言葉が史料に見えているのも興味深い．

かかる納物はおそらく藩政初期からあったと思われるが，明らかではない．僅かに『嘉穂郡誌』の中に「左に記すは藩主の命をうけ堀平右衛門より上臼井村臼井次郎右衛門宛に正月儀式用の雑品調進依頼の目録にて当時儀式の一端をも伺ふに足るものあれば附記す」として次の史料が引用されている．

「　○正月御用意に入申萬の覚
一，門松五向　一，ゆづり葉弐荷　一，もろむき弐荷　一，根引の松参拾本　一，はな橘五十本　一，さいはひ木拾荷　一，ところ壱斗
一，山の芋　心次第　一，橙　百　一，くまひき藁三十把　一，栗はい箸木十荷　一，せうのひけ一，餅搗杵十五本　以上
右之内門松，さいわい木は来る十三日に取被成，其外何も同前来る二十一日，二日，三日之間，吉日御撰にて福岡へ被成御出，野田理右衛門方へ可有御渡候．右之日限之内も日柄悪布候はば，其内にも可有御取せ候．無御油断被仰付置候．以上
十二月三日　堀　平右衛門
臼井次郎右衛門どの」[9]

右は同郡誌引用の他の史料から慶長15年(1610)乃至それを余り下らざる年代の文書と思われ，しかも藩主のもとへの納物を示すものとして重要であるが，他に同様の史料を未だ見ることができない．

正徳5年（1715）9月5日には藩より右の如く達せられている．

「右卿五歩増免，去々年壱歩御免，当年より四歩増，不残被差免候事．
五歩増免被召上候付，古来より納来候品々，被差免置候，五歩増免御免被成候付，右納来候品可相納事．」[10]

右は蔵入・給知共に命ぜられたものであろうが，さきに元禄12年（1699）12月21日に

「御不勝手に付，在郷御仕置被改，御郡奉行両人え被仰付，在々より御所務上り候様，詮儀被仰付候事」[11]

とあり，年貢が増免（おそらく五歩増免）されたらしい．元禄16年（1703）6月11日にも「今以御不勝手に付，五歩免之儀は被召上候事」[12]と見えるが，正徳3年（1713）9月22日には「在郷より納来候五歩之内，壱歩御免之事」[13]とあり，1歩免除されたが，やがて前掲の如く正徳5年9月には「五歩増免」が廃止された．年貢の5歩増徴の間は納物が免除されていたが，

増徴が止んだため納物が復活したことが分る．

享保17年（1732）12月4日には

「門松知行所方角御山より可被伐渡候．持出し之百生共え相対次第粮米とも可相渡候事．

右門松之外，五節句納め諸品，御用捨之事」[14]

とあり，この年が所謂「子年の大変」で「在郷大変」・「四民困窮」と言われた享保の飢饉（翌18年まで）であったため，大幅な年貢の減免をするとともに納物，詰夫を免除し，ただ門松の伐出しのみは百姓に粮米を与えて召仕うこととしたのである．

さらに元文5年（1740）11月にも

「一，先年五歩増免之節，ゆゑ(ママ)ニ至，知行夫召仕候儀相止候．近年右増免不残御用捨ニ候故，向後左之通夫仕可有事．

附リ，十二月十日以後年内勝手次第ニて召仕可申候．昼食粮米七合五勺宛相渡召仕可申候．

一，年始節句知行所ゟ地頭ゟ納物前々之通たるへき事」[15]

とあり，これによっても年貢の増徴・軽減にともない知行夫・納物が免除されたり復活されたりしていたことを知るのである．右の知行夫は「十二月十日以後年内勝手次第」とあることからも，さきの納物定に見ゆる詰夫，古老の言う年男・掃除夫のことと思われる．

その後も寛保元年（1741）9月26日に「郡々え役人出郷之節，泊村賄方切銭渡方等，定法之事」を規定した中に

「地頭方役人，在郷へ入込候入用幷納物等は地頭相対を以，只今迄之通に可仕事．」[16]

とあり，さらに明和7年（1770）「御国中郡夫村夫取分定書」[17]，文政2年（1819）「御国中郡夫村夫定書」[18]において夫役の郡夫使役・村夫使役の区分を規定した中に，「村夫ニ可相立定」の項目の一つに「一，地頭納物之事」と見え「一，村々給知地頭用品々入用夫之事」とある．後述するように納物は夫役と密接な関係をもって存続していたのである．なお寛政元年（1789）幕府の巡見使が来た際，巡見使の質問に答うべき心得としても

「一，地頭納物幷掃除夫之儀御尋候ハヽ，年始節句ニ軽キ納物致，掃除夫差出候通，可申上候事．」[19]

と見えている．

1）福岡県内務部編『筑前国各藩田制貢租調査』90頁．
2）同上書，78頁．
3）同上書，83頁．
4）故香月楽平氏所蔵文書．秀村「福岡藩社会経済史の基礎的資料」(1)・(2)（『経済学研究』第38巻3・4，5・6合併号）参照．
5）九州大学法学部研究室所蔵．
6）能美安男氏所蔵文書．
7）『遠賀郡誌』下巻，73～4頁．
8）桧垣元吉編『福岡県民話集』4頁，12～16頁参照．
9）『嘉穂郡誌』1101～2頁．
10）『福岡県史資料』第4輯，272頁．
11）同上書，234頁．
12）同上書，239頁．
13）同上書，265頁．
14）同上書，298頁．
15）「郡方御法書」（三苫家文書，九州大学玉泉館所蔵）．
16）『福岡県史資料』第4輯，362頁．
17）故香月楽平氏所蔵文書．
18）九州大学法学部研究室所蔵．
19）寛政元年酉5月「御巡見使様御案内一件控帳」（小金丸家所蔵）．

3. 納物の実態

以上は納物に関する古老の記憶と藩制上の規定をうかがったが，実際にいかに納められていたか，その実態を示す史料は甚だ乏しいようで

ある．村方文書なり，武家（地頭）文書の中に，それを探ってみたいと思う．

筑前国宗像郡須恵村の庄屋古野家の享保17年（1732）より嘉永7年（1854）の家事記録である「永代家事記」[1] によれば，同村の地頭は黒田惣右衛門家であった[2]．安永8年(1779) には「当時黒田惣右衛門様御自分納ニ成ル」[3] とあり，同家の直支配を受けたが文化15年（1818）には

「黒田様御年縄かさり当村〻仕出，十二月廿一日〻出夫貳人，晦日ニ帰る．年夫・納物一切御除ニ成ル」[4]

とあり，年末に村方より福岡の地頭のもとに出夫して年縄の飾りつけを奉仕したことを知る．約10日の間，出夫2人であるから決して年縄かざりだけでなく，年末の諸種の雑務に勤めたと思われる．その故であろうか，年夫や納物は免除されたのであった．藩の納物の規定にかかわらず，大身の地頭では自らの必要に応じた収納をなしたと思われる．それにしても年縄かざりのための出夫は単なる夫役ではなく納物との密接な関連において考察しなければならない．

年末の納物を示す史料としては筑前国遠賀郡修多羅触大庄屋楠野家文書[5] の中に次の文書が見出される．近世後期，修多羅触の一つの村について庄屋から書き上げたものである．

「　御地頭様納物控

一　本庄　松岡喜太郎様

すゝ掃竹貳本

根松五十本

藁　壱丸

莚　三枚

代（橙）ゝ九ツ

譲葉壱把

橘　拾本

もろむき壱把

餅搗棒貳本

幸木拾五さや

栗箸百四拾膳

龍のひけ少し

夫銭五匁

〃　壱匁五分

〃　壱匁五分　上ケ

一，牢屋町　大塩八郎様

栗箸百八拾膳

薦拾枚代六分充

莚　九枚

根本百本

叺　壱俵

橘　百本

餅搗棒三本

柊　八本

豆から少し

いつり葉壱把

もろむき壱把

夫銭四匁五分

職人町
一，原静馬様
銭五匁八分三厘

大西
一，伊勢田貢様
銭拾五匁

柳原
一，津田勘太夫様
銭貳拾五匁

門松壱向

通り町
一，喜田村（空白）
銭三匁
年夫代貳朱位

土手町
一，大塚六兵衛様
銭拾五匁

牢屋町
一，喜多村弥次兵衛様

莚　五枚

年夫壱人

右ハ十二月一日之勤

正月五ケ日勤

右ハ十二月廿二日ゟ出方，博多ニ泊リ，廿三日之夕大塩様ニ泊リ，廿四日迠貳人勤，廿四日夕年縄打

右之通相勤可申ゟ事

庄屋

市郎右衛門

申十二月　」

右の村は8人の地頭の相給で，とくに松岡喜太郎・大塩八郎両家の給知が大きかったと推察され，両家に対しては納物が現物で納められているが，他はほとんど代銭納されており，しかも現物納の場合も必ずしも藩制の納物定に正確に准拠したものではなかったようである．各人の知行高が不明なので断定は出来ないが，量的にも，種類の上でも規定を遵守したものでないことは明らかで，納物定はおおまかな基準にとどまったのである．なお詰夫の代銭納化も充分注意しなければならない．

最近安川巌氏の御厚意により福岡藩士山内家の文書を見る機会を得て，同家の『采地記録並年中行事』[6]の中に納物に関するきわめて具体的な記録を見出すことができた．安川氏のお許しを得て，以下これを紹介することとする．

山内家は福岡藩の支藩東蓮寺（直方）藩の家臣であったが，享保4年（1719）支藩の本藩復帰にともない福岡へ帰り[7]，享和2年（1802）には山内小右衛門に知行高100石を与えられた．知行所は表粕屋郡志免村と遠賀郡永犬丸村である[8]．小右衛門の子夘八郎の時代には文化10年（1813）に10石加増，志摩郡吉田村のうち10石が知行所となった[9]．夘八郎の子弦蔵の時に江戸定府を仰せ付けられ，「青山御屋敷御普請御用請持」を勤め，天保8年（1837）6月には「貳拾石御加増被下，都合百貳拾石」の知行高となった[10]．天保13年（1842）8月，所謂「定府崩れ」により翌14年4月「御国勝手」を命ぜられて帰国，嘉永5年（1852）4月には忰全一郎に家督を譲ったが，さらに同7年12月には全一郎は弟俊郎に家督を譲った[11]．知行高は120石を持続している[12]．

天保14年（1843）同家の知行高は120石で，所務高は次の通りであった．

「　天保十四年夘

所務高

一，米八拾五俵壱斗九升弐合

一，大豆拾九俵四升四合

内

米七俵四升三合　志摩郡 吉田村
大豆壱俵壱斗九升六合　庄屋孫次

米三拾俵弐斗七合　表粕屋郡 志免村 庄屋善一郎

定為替
米四拾七俵弐斗七升弐合　御笠郡 阿志岐村 庄屋定右衛門

定為替
大豆拾俵弐斗弐升八合　怡土郡 井原村 庄屋茂吉

御定
大豆六俵弐斗八升　同村

〆　」[13]

右の吉田・志免・阿志岐・井原4カ村を知行所（恐らくいづれも他家と相給）としていたのである．これと前後の年代は不明であるが．比較的近いと推定される時期には右のうち吉田村・志免村と，ほかに遠賀郡永犬丸村，嘉麻郡牛隈村を知行所としていたらしく，山内家から各知行所の村庄屋に対し次の如く納物を命じている．

「　知行所年々納物

志免村　庄屋
善一郎
壱松十兵衛

一，門松　壱餞
一，餅竹　拾五匁
一，幸木　弐把
一，根松　少
一，橘　少
一，譲葉　壱把
一，もろむき　壱把
一，だいだい　五ツ
一，かまぎ　壱ツ
一，餅わら　五把ツ、三丸
一，縄　大小五肩
一，餅搗棒　五本
一，豆から　少
節分用
一，竹箒木　弐本
一，歩銭　四匁五分
此分納物多ニ付用捨致遣候
右者十二月十九日限

一，よもき　少
一，田にし　少
右三月節句前
一，菖蒲少
一，よもぎ　少
一，かや　少
右五月節句前
一，まこも　壱枚
一，口縄　壱肩
一，枝柿　壱ツ
一，枝栗　壱ツ
一，めんとうそうはき　少
一，飄単　壱ツ
一，稲穂　少
一，ひゑ穂　少
一，粟穂　少
一，女竹　弐本

一，麻から　三拾本
右七月盆前相納可申事
〆
志摩郡吉田村　庄屋　五平次　西孫次　甚六

一，莚　三枚
一，粟さいはし　百膳
一，縄　五肩
一，枝松　男松三本　女松三本　六本
一，竹箒木　五本
一，歩銭　弐匁五分
右十二月十九日限
一，餅草　少
一，せんむき
右三月節句前
一，蓮葉　拾枚
一，枝豆
一，根芋
右七月盆前
一，里芋　三升
右九月節句前
〆
遠賀郡永犬丸村　庄屋　吉蔵
一，歳暮納物代　拾匁
一，同　歩銭　四匁五分
右十二月廿日限り
一，三月，五月，七月，六匁
九月納物代
右も前文同断，十二月納
嘉(麻)広郡牛隈村　庄屋　作次郎　五次右衛門
一，歳暮納物代　七匁五分
一，同　歩銭　四匁
右十二月廿日限

一，三，五，七，九月納物代　五匁

右同断限

〆

右納物之儀ゝ夫々書付仕調，庄屋呼出，相渡置候事．（抹消された文字は下に～で示した）」[14]

これを見ると，さきに掲げた藩の規定におおよそ准拠しつつも，かならずしも規定通りではなく，規定外のものも納められており，また詰夫は銭納（歩銭）化されていたことを知るのである．ことに城下町から遠く隔った遠賀郡永犬丸村や嘉麻郡牛隈村からは納物のすべてが銭納化され，年末に一度庄屋が出福して挨拶を述べて納めたにすぎなかったであろう．城下町に比較的近く，しかも古くからの知行所であった粕屋郡志免村，志摩郡吉田村からは種々の納物が納められており，以前からの知行所であっても永犬丸村はやはり遠隔地の故であろう，代銭納化されている．知行所の遠近・親疎は充分考慮されなければならない．

1）古野清人「筑前宗像の一家事記録」（『九州文化史研究所紀要』第8・9合併号）．のち古野清人著『農耕儀礼の研究―筑前宗像における調査』（附録1）に所収．

2）古野，同上論文，宝暦10年（1760），明和2年（1765）の項など参照（286～7頁）．

3）同上，290頁．この年黒田惣右衛門は御中老次席になった．

4）同上，301頁．

5）九州大学九州文化史研究施設所蔵．

6）安川巌氏所蔵文書．

7）安川編「山内家事蹟」（謄写版）．

8）享和2年8月「貴殿新知拝領高目録（山内小右衛門宛）」（安川巌氏所蔵）．永犬丸村については享和2年8月「山内小右衛門様，遠賀郡永犬丸村新知百性軒附帳」，「山内小右衛門様，遠賀郡永犬丸村新知田畠名寄帳」あり（安川氏所蔵文書）．

9）文化10年9月「志摩郡吉田村山内卯八郎様御加増分田畠名寄帳」，同年同月「志摩郡吉田村山内卯八郎様御知行分百姓軒附帳」．

10）安川編，前掲稿．文化10年の加増から計算すると130石になる筈であるが，或は10石の加増は卯八郎1代にとどまったのかも知れない．

11）安川編，前掲稿．

12）年代不明（午歳）であるが『高百弐拾石，山内俊郎』の「差引目録」がある（山内家文書）．万延元年6月「家中分限帳」にも山内俊郎は120石として見えている（『福岡県史資料』第9輯，350頁）．

13）14）「采地記録並年中行事」

4. 九州における納物の事例

かかる納物は福岡藩以外でも広く存在したもので，おそらく中世の済物・公事の伝統を引くものであり，今後も各地にその事例を見出すことが出来ると思われる．

事例としては余り上級領主すぎて適当ではないかも知れないが，豊後大友家の，文禄4年10月吉日「当家年中作法日記」には

「一，三月三日……三日の椀飯，宇目村（大野郡）より参，猪一丸，草もちい一折也……」[1]

「一，五月五日……緒方庄椀飯也．樽，肴，粽の折，被参候．是にてひるの祝有……」[2]

「一，同十四日（七月）……水棚ハ鶴見村より調候．……」[3]

「一，亥のこ……笠和郷より椀飯被参候．是にせきはん被参候．……」[4]

とあり，中世以来の名族大友家でも，年中行事にあたって例年特定の地より納められる納物があったのである．同様に八朔には

「一，八朔規式の事．さうめん被参候．……今日参候さうめんは，大野四ヶ村より参八朔銭之うちを贄殿へ被渡調申候．近年四ヶ村人給に成候て，右之調公文所より出候．……」[5]

とあり，おそらく以前は大野4カ村より素麺を納めていたのではあるまいか．それが漸次変化してきた過程を推測出来よう．大友家の場合は

あまりにも上級領主すぎるかも知れないが，給人に対する納物としては薩摩藩の万治2年（1659）8月朔日「知行物定帳」の中に見えるものが良い例である．

「一，高三拾石之門壱ツに付年中納物之定

正月之納物

一，茅莚三枚代銀二匁

一，節木四束代銀二匁

一，萩　弐束代弐拾文

一，炭　壱俵三斗入

一，銭　七拾文
　薪　四束

一，箸木　拾五文

一，芋　三升三拾文

一，山の芋銀にて上納 廻壱尺五寸

一，きね弐ツ弐拾文

一，若木弐本三拾五匁

一，をやし五合漬三拾六文

一，いづり葉近所より

一，もろむき壱枚

一，柳

一，たら

一，門松

三月三日，五月五日従近所

一，蓬

一，まきかや

一，菖蒲

右従五里内現にて其色々相納，五里より外は代物たるべし

一，物干竿弐本

一，右台四本

七月盆之納物

一，ともし松壱束長壱尺五寸 廻弐尺

一，三拾六文 津萩 并水子用之□□

風構納物

一，かふはり壱本但無用の人は長木五本づゝ

一，長木五本弐匁

一，はら莚四枚壱匁六文

一，半縄拾房但三拾尋四拾文

一，小縄三房　五拾尋拾五文

一，畳裏こも弐帳但六帳重銀弐匁六分

一，右からくりそ并へり付そ壱匁代銀一匁

（中略）

一，百姓納物持参候時，逗留仕候はゞ，可為領主賄事．

一，遠方より中途へ届候時の飯米は右同前の事．

（中略）

一，諸給人より百姓に右御定之納物，夫仕可被申付，幾度も庄屋に可被申渡，直に百姓方に被申付儀，可為停止，勿論御法之外は庄屋請付まじく候．庄屋・百姓に至，非道之儀於有之ては百姓より披露可申候．

（以下略）」[6]

これを見ると正月・節句・盆に種々の納物を納めることが定められ，また代銀（銭）納も行なわれたようである．興味のあるのは風構（かざがまえ）の納物で台風常襲地帯であるために課せられたものである．右の史料で注意すべきは百姓（給知百姓）へ直接申し付けるのでなく，庄屋へ申渡すべきことを命じ，規定以外の賦課を禁じていることであって，この点は次節で再び問題にしたいと思う．

しかも薩摩藩では幕末に至るまで納物は行なわれたのであって，薩摩国出水郷の上層郷士伊藤家の安政5年（1858）2月「伊藤家掟」[7]の中には

「　乙名共年中奉公定

一，正月元日慶賀共参候節，敷茅むしろハ君名門〻先年〻納来候事．

一，をやし壱合ツヽ一門ゟ遣来候．尤所乙名迠ニ候．

一，年縄も持越，張申事

一，門松幷にき祝，御所薗門・鯖淵門・君名門ゟとく納，自分張又ゝ立方迠いたし，白砂負方ゟ振り方同断．

一，正月六日ニハとしき立方いたし，門松枝壱ツニなし建置候．にき祝ハ取候．

一，〃月十四日ニハ榎木之とし木立申候．六日同断

一，三月三日ふつ壱重ツヽ持越事．

一，五月五日家蕾申事幷まき用茅の葉持越事

一，七月七日ニハ庭さを幷台木，門ゝゟ持越事．

一，〃月十四日

御生霊様前ニ敷用茅こも壱枚，君名門ゟ持越事．松明幷盆花同断．

但，供ニ壱人ツヽ両日共ニ来候．

一，畳裏こも弐枚ツヽ毎年持越候事．

但，野田迠．

一，極月年とり米搗と〆来ル事．

一，八月十五日唐芋・里芋持越事．

一，極月十三日生薪壱駄ツヽ持来候．此方ゟ飯・焼酎ホ振舞相返候．

一，初秋茅壱駄ツヽ持越事．尤一日負加勢参ル事．

一，早稲取平米壱重ツヽ持越候事．

但，不持越候ヘハ正月四日鏡餅与候ニ不及候事．」

とあり，広汎な納物の納付およびそれに伴なう夫役があったことを示している．もっとも，筆者が研究を続けている大隅国高山郷の守屋家の場合では知行門からの納物がほとんど認められないから，薩摩藩の場合すべてを通じて給人領主への納物が現物で納められたか否かは，なお深く究明する必要があると思われる．考えられることは伊藤家の如く戦国期以来の小領主で，その知行門もおそらく古くから伊藤家と深い親近関係をもっている場合と，守屋家の如く近世中後期に役職郷士として持高の上昇をなし知行門を支配した場合とは，年貢収納の面よりも，かかる納物の収納の如きに領主―農民関係の差違が最も顕著に示されるのではあるまいか．

次に熊本藩の中路家（知行300石）の文化元年（1804）「年中行事」[8]の中に「払物」という納物にあたるものが見えることを森田誠一教授より教えられたので，これを引用すると，正月より12月まで同家の年中行事を細かく録した後に，次の如く書かれている．

「一，知行所ゟ払物

一，わら莚二枚

一，縄二束代四分

一，つるべつな五筋代三匁

一，頭わら十頭

一，きね二本

一，しやうけ二ツ弐斗入

一，午房二束

一，いも・山いも共ニ
五苞　一苞

一，ところ

一，霜の葉

一，たわらばし六束

一，魚ぐし

一，とうふぐし（豆腐）

一，歩銀八匁

一，莚かまげ壱ツ

右之通尾籠村（阿蘇郡坂梨手永）ゟ払来候事

帳本彦助

一，出高米弐斗

一，わら莚　二枚

一，かしかわら　五ツ

一，しよふけ　一ツ
壱斗五升入
一，きね　二本
一，鈎べつな　三筋
一，縄　一束
一，ごほふ　二束
(午房)
一，山いも　一束
一，いも
一，ところ
一，靄の葉
一，たわらばし
一，魚ぐし
一，とふふぐし
一，歩銀六分
一，莚かまき　一ツ
(阿蘇郡内牧手永)
右山田村払候事

帳本善五郎孫　勘右衛門

一，こしき莚　一枚
一，かや莚代二匁四分
(阿蘇郡内牧手永)
右赤水村ゟ払来候事

帳本徳右衛門」

熊本藩の払物に関する規定や，同家の給知のあり方については，未だ研究していないので，断定的なことは言えないが，少くとも諸種の家内雑用のものが納められたことを知るのである．ことに尾籠村・山田村と赤水村とでは負担の差が著しいが，これが各村での同家の知行高の差によるものか，歴史的由来に基づくものか，否か，今後調べてみたいことである．

肥後では，このほか人吉藩の宝暦・明和期の「諸郷地竈万納物寄」[9] が藩領44カ村の村別年貢・公事の記録であって，公事の種類も実に多様であることを知る．田畑の生産物としては，ごま・辛子・芋がら・荒ぬか・わら・大豆葉など，山野からの物としては柿・栗・山椒・くさぎ・実かし・かやの実・猪肉・鹿肉・竹・松・かたし・筏木・薪・萱・枯草など，加工品としては縄・藁むしろ・萱むしろ・羽綿・茶・切梅・渋・漆などで，史料の編纂者が「中世型」の「公事」としてとらえているのも首肯されるのである．この史料では蔵入と給知とが区別されていないので，それぞれに如何に納められたか不明であるが，人吉藩では給人のみならず，藩の御蔵に対しても雑多な納物が納付されたのではあるまいか．

上記の人吉藩の納物と似たものとして，筑後久留米藩耳納山中の5カ村に課せられた納物を挙げることが出来る．「生葉山中五ケ村品々納物定帳」[10] に見えるもので，その一部を摘記すれば次の通りである．

「　(前略――新川村・田籠村・妹川村の分略)

一，高六百九拾石　山役　　星野村
一，七拾六俵　　起炭
一，八拾四俵　　鍛冶炭
一，三斗七升四合　　椎茸
一，弐斗八升弐合　　木海月
一，四拾弐本　　山芋
一，六拾束五歩　　橙松
一，拾壱束　　蕨縄
一，八束四歩　　葛藤
一，九束　　生蕨
一，拾四連　　干蕨
一，四升七合　　うと
一，三斗三升弐合　　抹香
一，五升七合　　生山舛
一，三束　　しか
一，九升三合　　青梅
一，百八曲　　火縄
一，五石七斗七升五合　　渋柿
一，四百四拾三束弐帖　　紙

内　百拾六束　長高
三百弐拾七束弐帖　中結

一，拾貫五百六拾六匁　漆

小物成銀

一，五拾九匁四分五厘　柿銀

一，拾八匁八分壱厘　渋銀

一，拾五匁六歩　栗銀

一，百拾九匁壱分五厘　漆実銀

一，四匁三厘　葛銀

一，九分壱厘　山舛銀

町数壱反

一，三分　請藪銀

〆

（中略――小塩村の分を略）

合千三百五拾石　生葉山中山役高

内

弐百石　妹川村

六百九拾石　星野村

百拾石　田籠村

五拾石　新川村

三百石　小塩村

〆

右ゝ生葉郡山中五ヶ村山方小物成・諸運上銀，其外現物品ゝ前々ゟ唯今迄上納分，壱ヶ年当リ書上申候処，相違無御座候．万一隠置申候品御座候ハヾ如何様共可被仰付候．仍而為後日判形帳面差上申候．已上

享保十九年寅　　山中庄屋百性連判

右定格ヲ以割府事．尤御高役ハ増減有之候事．」

ところで末尾の文言にも見えるように，山中各村に課せられたものは小物成（小物成銀）と運上銀(山運上)と現物の3種であったが，上記の星野村の場合は諸種の現物と小物成銀で，田籠村・妹川村も同じ型に属する．これに対して小物成銀のほかは，現物の殆んどを山運上として銀納し，一部のみ現物納した小塩村の場合，また小物成銀のほかは，現物の多くを「銀納被仰付候ハバ壱俵ニ付，御定直段何匁宛」或は「壱升ニ付御定直段何分宛，御用余リ御座候節ハ銀納」とあるように領主側の都合により山運上とし，一部のみを現物納とした新川村の場合，以上3つの型がある．これを見ると広汎，多様な現物納が存在すると共に，他方では銀納化（山運上）も領主の要求により存在していたことを知るのである．この場合も各村の蔵入・給知の区別を知らないので何んとも言えないが，或は知行制との関連において現物納・銀納如何を考うべきかも知れない．ともかく人吉藩の事例と同様に，山の地帯らしい山方の諸種の産物が一部銀納されながらも，なお多く現物納されていたのである．領主の家の年中行事との関連は直ちに言えないが，季節々々の産物であったことは一見してうかがえる．

このほか『長崎県史』によれば，五島藩では給知百姓が年貢のほかに，馬の飼菜・畳・炭・筈と諸種の夫役を負担し，夫役の中には御年木立，節季の納物の人足が指摘されている．また富江領についても雑多な納入物や御年木迎え，庄屋・小頭への納物等について触れている[11]が，いづれも簡単にすぎて，その実態を窺うことは，なお今後の課題として残されている．

以上，九州について納物乃至その周辺の事情をうかがったが，これからすると全国各地域・各藩ごとに史料を探ればなお多数見出すことが出来るのではあるまいか．

1) 田北学編『増補訂正編年大友史料』(31)，189頁．
2) 同上，192頁．
3) 同上，195頁．
4) 同上，200頁．
5) 同上，197頁．
6) 『近世地方経済史料』第1巻，427～9頁．
7) 原口虎雄教授の御厚意により原本を借覧することが出来た．
8) 花岡興輝氏所蔵文書．

9) 熊本女子大学郷土文化研究所編『人吉藩の政治と生活』62～103頁.
10) 田代恒氏所蔵文書.
11) 『長崎県史　藩政編』628頁，642頁.

5. むすびにかえて

以上納物について，福岡藩を中心として種々考察してきたのであるが，それは近世の封建領主制の性格について，年貢・夫役の収取関係とは多少異る断面を示してくれるように思われる．はじめにも述べたように，藩主(乃至藩庁)の収取した納物については未だ殆んど史料を得ていないし，地頭〔給人〕についても，なお史料は乏しい．しかも給人は時代的にその性格を変化・変質させ，その給知の土地・人民の支配についても相当顕著な変化を見せているので，安易に納物の性格や，その歴史的意義について一義的に論じることはできない．

しかしながら，地頭とその給知の村・農民との関係はたんに制度的乃至経済的な収取関係にとどまらず，地頭の家生活と種々な面で密接な関連をもち，年末年始，節句という生活の折り目，折り目に納物を納めたのは，たんなる儀礼というよりは，むしろ中世の公事・節料の系統を引き領主＝地頭と給知との家産制的な支配と従属の存続――限定されたにせよ――を見出し，その象徴として納物を位置づけることが出来るように思われる．ことに大身で一村一給人，しかも「自分支配」している場合や城下町に比較的近く，歴史的にも地頭（給人）と長期にわたり知行関係その他由縁をもつ給知の場合に，それを明らかに認め得るかと思われる．〔他面では城下町に遠く，歴史的にも比較的由縁の薄い場合は，納物の殆んどは代銭納され，形式化される．言わば小物成（乃至その代銀納）収取に近い数的支配になってしもう〕．

たとえば前掲の筑前国宗像郡須恵村は長く黒田惣右衛門・惣左衛門家（由良家）の給知であったが，庄屋古野家では

「○御地頭黒田惣左衛門様江戸ゟ御下向，青柳ニ而伊作へ上下御拝領被仰付．（宝暦十年，1760）

○（明和二年1765）十月廿八日御地頭黒田惣右衛門様当村お出，十一月四日迠御泊座，上下八人．

一，黒田惣右衛門様ゟ太三へ御羽織拝領被仰付．（文化十五年1818）

一，黒田惣右衛門様御奥様，吉田六郎太夫様御息女御入，御祝儀として手元ゟ六銭五百目寸志致，御帷子拝領．（文政四年1821）

一，黒田惣左衛門様ゟ庄屋助三（文化十年太三隠居，助三庄屋跡役被仰付）へ御羽織拝領被仰付．（文政十二年1829）

一，黒田惣左衛門様御家通リ不残御焼失．村方よりも寸志銀等差上ル（天保六年1835）

一，（天保七年1836）八月黒田惣左衛門様ゟ助三方へ御掛物拝領被仰付．」[1]

と書き録しており，いづれも断片的記録であるが，史料の背後には長い年月，幾代にもわたる地頭の家と庄屋の家との密接な関係を推察せしめるのである．それは竹田定直の家に毎年正月4日給知の村から百姓が訪れてきているのからも推察される．竹田家は宗像郡田野・曲・田久村に知行所を与えられていた[2]が，元禄4年正月4日には，

「一，如例百姓来，田野三四郎昨夜ゟ来，曲村善五郎清三郎子，清八清兵衛子，田久村市介茂兵衛子

田野庄や彦四郎・田久庄や少介・曲頭百姓

〔空白〕来……」[3]

とあり，同7年正月4日にも，

「百姓来，曲〻両人，田野〻両人」[4]

とあり，必ず正月4日には年頭の挨拶に地頭の家を訪れたものと思われる（薩摩藩の乙名祝を連想させる）．右の史料の人名のもとに某子とあるのは某を地頭（竹田）が熟知していることを推測せしめ，限られたものにせよ地頭と知行所との関係の親近性を感じるのである．前掲倉田津九郎翁「福岡藩封建制度略記抜」にも，

「…隠居，家督，結婚，役付，旅行，門出，誕生，死去等ニ付テハ知ラセアリ．其都度庄屋出福シ，御祝儀，御悔等応分ノ進物ヲ捧ゲ，屋敷等ニテハ御盃等被下，親シク交際スルコトナリ」[5]

と録し，藤金作氏も「地頭ハ夏ナド知行所ニ川猟ニ来ルコトアリ．其ノ時ハ歓待セザルベカラズ」[6] と語っているのである．

かかる地頭と給知の村方との関係を考察するにあたって，当然考慮に入れねばならないのは軒付百姓（給知百姓）である．史料の上では地頭にはその知行高に応じて給知の村の田畠が一筆毎に書き上げられ，作人毎の名寄帳が作成されると共に，他方ではその作人は軒付百姓として家族，家屋，時には牛馬・農具までも書き録される．たとえば前節山内家の文化10年10石の加増（志摩郡吉田村）の場合，山内家には文化10年9月の「志摩郡吉田村山内卯八郎様御加増分田畠名寄帳」[7] と共に「志摩郡吉田村山内卯八郎様御知行分百姓軒附帳」[8] が与えられている．後者を引用すれば，その末尾には，

「一，田畠数六反四畝拾歩五厘

一，田畠高拾石

歳五拾壱　新助

歳四拾六　女房

歳弐拾二同人男子卯平

歳拾四同人女子とよ

歳拾壱同人男子作蔵

一，居家壱軒弐間半五間ニ

一，馬屋壱軒弐間三間ニ

一，灰屋壱軒壱間半壱間ニ」

とあり，史料を窺っている限りでは，田畠名寄帳によって地頭は給知における各一筆毎の土地の支配を，百姓軒付帳によって軒付百姓の各戸毎の直接的把握・支配が示されていて，納物も各軒付百姓から納入されたかのように考えられるかも知れない．

しかし実際には軒付百姓は後には判らぬようになっていた[9]ので，地頭としては軒付百姓の把握よりも知行高に応じて「村」からの年貢および納物の収取を確保することが重要であり，それは全く庄屋によらざるを得なかったのである．さきに薩摩藩の「納物之定」が直接百姓へ申付けるのでなく，庄屋へ申渡すべきことと定めているのは，たんに薩摩藩に限らず，近世大名領国制において大名領主＝藩の給人に対する規制が浸透すればするほど，給人は藩の規定・限定するものを庄屋を通じて収取するよりほかなかった．さきに引用した古野家・楠野家・山内家の各文書の事例も，肥後の中路家文書の事例もすべて庄屋を通し，庄屋を納付の責任者としている意味を充分考慮しなければならない．近世の納物が中世の公事・済物の系統を引き，給人＝地頭の家生活への多様な現物納としてきわめて中世的な収取形態を近世に持ち越しているかの如く見えながら，実は知行制における近世的原理――給人＝地頭の恣意的支配・収取の排除，藩権力による全般的把握――は貫徹していたことが認められる．

一例を納物の一つであった年始用の門松にと

れば，地頭が自己の給知の村より門松を伐り出して納めさせる場合でさえ，地頭は藩へ願い出て藩の山奉行からの証拠がなければならなかった（家中拝領立山といえども伐採には郡奉行の詮議，山奉行の証拠が必要であった）[10]．前掲山内家の例であるが――志免村は同家の給知―，

「一，年始門松御渡方之儀，望之通横折を以，十一月中相願置候事．

口上之覚

私儀来年始入用門松，表粕屋郡志免村方角之山ニ而伐出御渡ニ相成候様，宜敷御執成奉願候．以上

月　日　　名

頭当

一，左之通年〻十二月十日限山奉行に門松□□□，同方ゟ証拠受取，村方へ相渡シ申事．

差出

門松証拠

一，壱向ハ　　門松

但，三段松鍋，竹，幸木共

右ハ表粕屋郡志免村ニ而伐出候様，御証拠被成可被遣候．以上

年号月日　　名書判

方吟味役

山奉行当　　」[11]

とあり，山方の証拠を願い出て，これを村方へ渡して，はじめて門松を伐り出し，地頭のもとに納めることができたのである．山内家文書の中には山方証拠が見出されないが，表粕屋郡上和白村において同村の地頭花房家（同村は3人の相給と蔵入．花房家の給地高が最高）が同村より門松を得るため，山奉行より村方の庄屋・山口に対し門松の伐り出しを許した文書がある．

「其方抱古野山ニて花房佐太夫方へ可相渡門松之事，

合松弐本ハ五重松

右山不荒様ニ見合せ可申，さし帋之外切せ申間敷候．以上

貞享四年十二月　　吉田正右衛門㊞

出野治兵衛㊞」[12]

右の場合花房家は古くより上和白村に地頭建山を所持していたけれども，山奉行の許可がなければ自己の給知の村，自己の建山から門松を伐り出すことも出来なかったのである．

勿論，藩の統制が常に強力であったわけでなく，さきにも窺った如く，納物の実態は種類・量等について藩の規定を忠実に厳守したものではなかった．藩の規定は一応の目安，建前と考えられたのであろう．また実態は「庄屋ニヨリテハ甚以テ不都合ノ事多ク，知行所ハ如何ナル非道ヲ申テモ支ヘザル様心得テ，色々ノ無心仕，立講或ハ先納等ノ示談アレドモ，村方ノ不利益ナレバ程ヨク御断リ申トイヘドモ，強テ相談ヲ一向ニ聞入ザル時ハ，其末村方ノ困難ヲ醸ス様ノ事出来スル故ニ，無拠コレハ応ズルナリ」[13]ということも多かったであろう．また「正月ニハ年始納トシテ庄屋出頭ノ年玉ハ小豆一升宛ノ紙ノ袋ニ入，コレヲ献ス．大身ノ家敷（屋）ハ御家及ビ長屋・留守居・取次人ニ至ルマデ五合宛サシ遣ス」[14]とも述べられている．藩が元禄15年（1702）12月17日に

「在々百姓，歳暮年頭罷出候節，地頭え為祝儀，酒肴ヶ様之類一切持参申間敷候……」[15]

と達しているのも，実際は地頭への祝儀が藩の納物に関する規定以上のことが屢〻あったからであろう．種々の点で「地頭非分之儀」を藩は禁止し，統制したのである[16]．

納物については，なお広く地頭（給人）の存在形態，知行制全般の考察の中で考えなければならない．数少い史料により覚書をまとめたにすぎないが，今後も注意したい問題の一つである．

1) 古野清人，前掲稿，286～307頁.
2) 貞享4年10月，「貴殿知行延宝元年ゟ貞享弐年迄拾三ケ年村々物成ヲ以平均替新高目録」.天和2年5月.「宗像郡曲リ村竹田助太夫様御知行分町高幷ニ百姓家内付帳」（竹田家文書，福岡県文化会館所蔵）.
3) 元禄肆季日記（屏山文庫所蔵）.
4) 元禄甲戌（仝上所蔵）.
5) 福岡県内務部編『筑前各藩田制貢租調査』78頁.
6) 同上書，90頁.
7) 8) 山内家文書（安川巌氏所蔵）.
9) 伊東尾四郎「福岡藩談話会記事」（『筑紫史談』第32号』）40頁.
10) 宝暦10年（カ）「旧福岡藩山方記録」（『日本林制史資料』福岡藩，厳原藩75頁），寛政7年乙卯「御山御法令」（『仝上書』174～5頁）.
11) 『采地記録並年中行事』（山内家文書）.
12) 小金丸家文書.
13) 『筑前国各藩田制貢租調査』79頁.
14) 同上書，78頁.
15) 『福岡県史資料』第4輯，237頁.
16) 夫役については秀村「福岡藩における夫役の賦課法と規制」（宮本又次編『藩社会の研究』所収）参照.

後　　記

脱稿後，中村令三郎家文書（志摩郡志登村）に天保9年「御給人様盆納物根帳」，同年「御給人様盆納物上廻り控帳」，安政6年「盆納物上廻リ覚帳」等があることを知つた．探れば，今後もなお史料は出てきそうである．これらを加えて再度考察したいと思つている．

小稿を草するにあたつては，香月楽平（故人），北村慶子，田代恒，手塚恒子，中村孫次郎，能美安男，花岡興輝，原口虎雄，広瀬正利，森田誠一，安川巌の諸氏から史料について御教示，御配慮を得た．紙上を借りて厚く感謝の意を表する．